

# 骨髓ドナーでの手術給付金をご請求されるお客さまへ

骨髓ドナーとして骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられた場合、当社所定の診断書に代えて「日本骨髓バンク」が無料で発行する「証明書(骨髓バンク ドナー給付用)」でも手術給付金をご請求いただくことができます。

日本骨髓バンクを経由せずに親族間などで骨髓を提供され、手術給付金をご請求される場合は、当社所定の診断書の提出が必要です。

## ■ご請求に必要な書類

- ・保険金・給付金等請求書
- ・同意書
- ・当社所定の診断書または証明書（骨髓バンク ドナー給付用）

## ■証明書の取得方法

「証明書（骨髓バンク ドナー給付用）」は、ドナー（被保険者）から担当コーディネーターに依頼することで発行が可能です。

## ■対象となる手術

被保険者がドナーとして受けた骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術

### ○手術給付金のお支払いにあたっては次の表の条件①②を満たす必要があります。

	骨髓幹細胞採取術	末梢血幹細胞採取術
①	平成22年11月2日以降（日本興亜生命でご加入いただいた場合は平成23年10月1日以降）に受けた骨髓幹細胞の採取術	平成27年4月2日以降に受けた末梢血幹細胞の採取術
②	責任開始日（失効後に復活の手続きをされた場合は復活日）から1年経過後の採取術	

### 【その他ご請求にあたっての注意事項】

- ◇骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いは保険期間を通じて2回までとなります。  
※2回目の採取術は2024年10月2日以降に受けたものに限ります。
- ◇骨髓提供者（ドナー）と受容者（移植を受ける方）が同一人となる自家移植の場合はお支払いの対象となりません。
- ◇骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術にともなう入院は、お支払いの対象となりません。



新規登録・ログインはこちらから!



友だち追加画面へ

ひまわり生命 給付金

検索



※当社からの回答は、9時～18時までとなります。(土日・祝・年末年始を除く)  
※お手続き完了には、当社からのチャットでの回答が必要となります。